



問い合わせ/
環境課計画担当 (内線3126)

動物愛護

動物は、私たちの生活をさまざまなかたちで豊かにしてくれる、かけがえのない存在です。

そのような動物と人が共生したより良い社会を目指して「動物の愛護及び管理に関する法律」が定められており、9月20日～26日は動物愛護週間としています。

ペットを飼っている方・これから飼おうと思ってる方は、今一度、動物のことを考えてみませんか。

ご近所には、動物が苦手な方もいます。ペットの飼い主は、苦手な方からも理解を得られるように、周りに迷惑や危害を及ぼさないための心くばりとしつけが大切です。また、動物を捨てることは法律違反になりますので、最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。

保護猫&保護犬 登録団体譲渡会

問い合わせ／県動物指導センター (☎048-536-2465)

犬猫の殺処分を減らすため、県登録団体による無料譲渡会を開催します。

とき／10月15日(土) 11時～15時

ところ／県動物指導センター
(熊谷市板井123)

詳細はセンターHPをご覧ください▶



動物愛護展示会

問い合わせ／環境課計画担当 (内線3126)

市内の小学生が描いた動物愛護ポスターと長寿犬表彰を受賞した犬の写真を展示します。

とき／11月3日(祝・木)～7日(月)

ところ／クレアこうのす展示コーナー

「彩の国動物愛護推進員」の募集

問い合わせ／県生活衛生課 (☎048-830-3612)

県では、動物の愛護や正しい飼い方に関する知識情報等の普及啓発にボランティアの「彩の国動物愛護推進員」を募集します。

募集期間／11月30日(水)まで

詳細は県HPをご覧ください▶



県では犬や猫の相談を受け付けています

犬：鴻巣保健所 (☎541-0249)

猫：県動物指導センター南支所 (☎048-855-0484)

【犬の飼い主さんへ】

- ・毎年4月～6月に接種が義務付けられている狂犬病予防注射の接種期間が12月まで延長されました。未接種の場合は、動物病院で注射を受けさせてください。
- ・引っ越しや飼い主の変更、犬が死亡したときは市へ届出が必要です。
- ・散歩中のフンをきちんと始末し、必ず自宅に持ち帰りましょう。市では犬のフンでお困りの方に啓発用看板を無償で配布しています。

【猫の飼い主さんへ】

放し飼いにより、線路や道路での事故が多発しています。交通事故や病気から守るために室内で飼いましょう。

【野良猫に困っている方がいます】

野良猫にエサを与える場合は、ゴミの片付けやトイレのしつけ、不妊去勢手術をするなど、ご近所とトラブルにならないよう管理してください。

【責任をもって飼える頭数の飼育を】

子犬や子猫を望まない場合、繁殖防止のための措置を講じることが義務付けられています。適正な飼育が困難となるおそれがある場合は、不妊去勢手術を行ってください。

【身元を表示しましょう】

飼い犬には鑑札・注射済票、飼い猫には飼い主がわかる首輪や名札など、身元表示や目印になるものを付けましょう。災害時など迷子になったときにも役立ちます。

